

リース契約をご利用中のお客さまへ

《消費税率改正に伴うご案内》

■2019年10月1日より消費税率が10%へ改正されます。

車両登録日（借受日）、リース取引の分類により、2019年10月以降にお支払い（引落し）いただくリース料の消費税率が変わります。

■ファイナンス・リース（FN）取引 ※1

- ・リース開始となるお車の登録日（借受日）時点の消費税率が適用されます。
- ・2019年9月30日以前にお車の登録がお済みでご契約開始（リース開始）を頂いているお客さまは2019年10月1日以降、お支払い（引落し）いただくリース料（消費税）に変更はございません。

お車の登録日（借受日＝リース契約開始日）で変わります			
施行日（2019年10月1日）			
FN	2019年9月30日までにお車の登録を行ない リース契約を開始されているお客さま	お車の登録日 (9/30以前)	5% または 8%
	2019年10月1日以降にお車の登録を行ない リース契約を開始されるお客さま	お車の登録日 (10/1以降)	10%

■オペレーティング・リース（OP）取引 ※2

- ・10月以降お支払い（引落し）いただくリース料より10%となります。

リース料をお支払い（引落し）いただく日で変わります		
施行日（2019年10月1日）		
OP	2019年9月までにお支払い（引落し） いただくリース料	8%
	2019年10月以降にお支払い（引落し） いただくリース料	10%

■リース取引の分類について

※1：ファイナンス・リース（FN）取引は次の取引が該当いたします。

- ①残価精算方式が「オープン・エンド契約」
- ②残価精算方式が「クローズド・エンド契約」かつ購入代金に対する残存価格（残価）の比率が概ね10%以下

※2：オペレーティング・リース（OP）取引は次の取引が該当いたします。

- ①残価精算方式が「クローズド・エンド契約」かつ購入代金に対する残存価格（残価）の比率が概ね10%超
- ②再リース契約

- (補足) 1 リース取引の分類（FN・OP）は、リース会計基準及びリース取引に関する会計基準の適用指針に基づき判定しております。ご契約中のOP契約につきましては8月下旬以降、順次お客様へご案内を送付いたします。
- 2 FN（ファイナンス・リース）は、リース会計基準上の分類名称です。
商品名の「ファイナンスリース」や「メンテナンスリース」を指すものではありません。